

## 学校生活のきまり

### 1. 一般的な心構え

- (1) 自律的に学習する態度や習慣を身につける。
- (2) 部活動や学校行事などに積極的に参加し、頑張りぬく心とからだを鍛える。
- (3) いつも明るい挨拶と思いやりのある言動を心がけ、お互いに理解し、協力し合う。
- (4) 学校内外の環境美化に努める。
- (5) 健康と安全に留意し、事故の防止に努める。
- (6) 服装・みだしなみを整え、決められた時間を守るなどの基本的生活習慣を身につける。
- (7) 自習室の利用規定は別に定める。

### 2. 授業

- (1) 授業開始のチャイムが鳴る前に教室に入り、座席に着き、授業の受けられる態勢をとる。
- (2) 授業の前後に、号令係等は、「起立」「礼」等の号令をかける。
- (3) 座席表に定められた通りに着席し、変更しない。
- (4) 授業中は、私語をしたり騒いだりしてクラスメートや先生の迷惑にならないように注意する。
- (5) 授業中、いかなる理由があっても教室から出た場合は、「遅刻又は欠席」扱いとなる。
- (6) 授業中の飲食は厳禁。
- (7) 授業中のスマートフォン(携帯)等の使用は禁止。ケータイ・スマホ三原則を守ること。

### 3. 服装・みだしなみ

清潔で派手にならないよう装飾的でないものとし、通学時及び本校の定めた教育活動に参加する場合は、次の規程に従う。

#### (1) 制服

制服規程は、次頁の表の通りとする。登下校を通じて制服を着用するものとする。

#### (2) 防寒着

① 寒い場合は、Vネックかつ無地で黒・紺・グレーのセーター、カーディガン、ベストのみ着用しても良い。ただしブレザーは必ず着用すること。

#### ② コート類（冬服着用期間中のみ可）

学校指定かそれに準ずる無地で黒・紺・グレーのピーコートまたはダッフルコートまたはダウンジャケットとする。ダウンジャケットに関しては、丈はスカートが見える長さ、ピーコート、ダッフルコートに準ずる形、ファーがついていないものとし、色は紺・グレーの単色。無地で（ロゴは3つ以下[縦10cm×横10cm]）、光沢なし、ラインなし、キルティング生地なしとする。なお授業中の着用は認めない。

#### (3) 制服を着用できない場合

やむを得ない理由で制服を着用できない場合は、「制服以外着用許可願」をクラス担任に提出し、生徒部の許可を受ける。

#### (4) 頭髪

常に清潔に保ち、一切の加工を認めない。（モヒカン・アフロ・エクステ・ウイッグなどは禁止）

(5) 装身具・化粧

- ① 指輪・ネックレス・ピアス（全身禁止）・イヤリングなどを身につけない。
- ② 化粧（まつ毛のエクステ等含む）をしない。
- ③ マニキュア・色のついたリップクリームなどを使わない。
- ④ 入れ墨・タトゥーを入れることを禁止する。

(6) 履物

- ① 通学靴：革靴または運動靴
- ② 上履：本校指定のもの
- ③ 体育館履：本校指定のもの

(7) 体育着・水着：本校指定のもの

〔男子・女子〕

	プレザー	ポロシャツ	ネクタイ	ズボン	ワイシャツ	ソックス
冬服 10月 ～ 4月末日	着用		着用	着用 ズボンの 裾	白の無地 長袖	白を標準と するが、それ に代わる地 味なもので もよい
夏服 5月 ～ 9月末日		白無地のポ ロシャツ着 用	プレザー 着用時は 着用する	ストレー ト、シン グル スカート	白の無地 長袖 半袖	
移行期 10月1日 ～第2週まで				の長さは 購入時よ り加工し ないこと	白の無地 長袖 半袖	

※ストッキング：冬服着用期間は、ベージュまたは黒の無地のストッキング着用可

※式典時はスラックスにはネクタイ、スカートにはリボン着用のこと

※セーター、カーディガン、ベストはVネックかつ無地で黒・紺・グレーとする。

※コート：学校指定かそれに準ずる無地で黒・紺・グレーのピーコートまたはダッフルコートまたはダウ  
ンジャケットとする。ダウンジャケットに関しては、丈はスカートが見える長さ、ピーコート、ダッフルコー  
トに準ずる形、ファーがついていないものとし、色は紺・グレーの単色。無地で（ロゴは3つ以下[縦10cm×  
横10cm]）、光沢なし、ラインなし、キルティング生地なしとする。なお授業中の着用は認めない。

#### 4. 登下校

##### ※ 服装規定を厳守

- (1) 登校 午前8時30分の予鈴までに登校する。
- (2) 下校 午後5時（用事が無い場合授業が終わり次第下校する。）
- (3) 時間外活動

- ① 居残り 午後5時以降在校する場合は、担当教員の指導監督を必要とする。
- ② 早朝活動 早朝活動を行う場合は、担当教員の指導監督を必要とし、

「活動願」を生徒部に提出し、許可を受ける。

(4) 通 学

- ① 定められた通学路を使用し、特に事故防止に心がける。
- ② 自転車通学については別に定める。ヘルメットを着用するように努めること。
- ③ オートバイ（原動機付自転車・自動二輪車）・自動車・スケートボード等による通学をしないこと。また特別な場合を除いて同乗もしないこと。

(5) 外 出

始業時から授業終了時まで外出を認めない。特に必要な場合は、担任の許可を得ること。

(6) 休業中の登校 別に定める。

(7) 休日登校 別に定める。

## 5. 出 欠 席

欠席（忌引）・遅刻・早退・欠課の場合は、事前に学校へ連絡し、できるだけ早く各届をクラス担任に提出する。

(1) 忌 引

- ① 事前にクラス担任へ連絡し、「忌引届」を提出する。

[日 数]

父母・保護者 7 日以内

祖父母・兄弟姉妹 3 日以内

その他の3親等以内の親族 1 日

(2) 欠 席

- ① 欠席する場合は保護者から学校へ必ず事前に連絡し、後日クラス担任に「欠席届」を提出する。
- ② 欠席が連続して5日以上にわたる場合は、医師の診断書またはそれに代わるものを作成し、クラス担任へ提出する。

(3) 遅 刻

- ① 朝S H Rがある場合は午前8時35分に教室にいない生徒は遅刻とする。
- ② 遅刻者は、遅刻届に理由を記入し、職員室で教員に認印をもらってから教室に行くこと。遅刻届は教科担任に提出する。
- ③ 授業中遅刻届（入室許可証）の無い生徒は、教室に入れない。

(4) 早退・欠課（授業の欠席）

事前にクラス担任へ連絡し、「早退・欠課届」を提出し許可を受ける。

(5) 公認欠席・欠課（公欠）

次の場合に該当する欠席については、所定の手続きを経た上で公欠として扱う。

公欠は出席扱いとする。

ア. 進学・就職の試験を受ける場合

イ. 法律が定めた健康診断を受診する場合

ウ. 東京都教育委員会が主催する会に参加する場合

エ. 高体連が主催する大会に参加する場合

オ. 高体連に相当する高等学校連盟が主催する大会に参加する場合

カ. エ及びオの参加申込みを行う場合

キ. 弔事にクラス代表として参加する場合

ク. その他、校長が認めたもの。

## 6. 所持品

- (1) 身分証明書及び生徒手帳は毎日携帯する。
- (2) 所持品には必ず記名し、各自が責任をもって管理する。
- (3) 多額の金銭及び貴重品は持ってこない。
- (4) 学習に関係のないゲーム機器・娯楽用品（トランプ・花札・マージャン・楽器・音楽プレーヤー・マンガ・週刊誌・スピーカー・スケートボード）等は持ってこない。
- (5) 危険物及び火気・電気の使用を伴う器具は持ってこない。（マッチ・ライター・電子タバコなどの喫煙具の持込は禁止）
- (6) 金品を紛失したり、盗難にあった場合は、生徒部の教員に届ける。「紛失・盜難届」

## 7. 公共物の扱い

- (1) 校内の施設・設備などを大切にし、破損したり落書きをしない。破損した場合は、関係する教員または生徒部の教員に申し出る。「破損届」
- (2) 事情によっては、損害賠償させることがある。

## 8. 集会・配布・出版・掲示・募金・署名・調査など

- (1) 集会・配布・出版・掲示・募金・署名・調査などの活動は、担当教員と相談の上、生徒部に届け、許可を得る。
- (2) 責任者及び目的の明確でないものは許可をしない。

## 9. 火気・電気器具の使用

- (1) 指導教員の監督下以外の火気・電気器具の使用は認めない。
- (2) エアコン使用規程は別に定める。

## 10. 校内の事故防止

- (1) 立入禁止・使用禁止区域内の出入りや通行をしない。
- (2) 教室・廊下などで球技、走る・ふざけるような行為をしない。
- (3) 事故が発生した場合は、直ちに近くの教職員に連絡する。

## 11. 清掃・美化

- (1) 校舎内外が常に清潔であるように、各自が清掃・美化に心がける。
- (2) 清掃規程は別に定める。

## 12. 昼食

- (1) 弁当を持参し、昼食時に教室で食べる。
- (2) ビンジュース・カップ麺などを持ち込まない。
- (3) パン・牛乳の販売規程は別に定める。

13. 外部からの呼び出し（電話）は取り次がない。また、配達先を学校とする出前（デリバリー）は行わないこと。

14. 部活動は別に定める。

15. 校外生活

- (1) 外泊は、親しい友人の家でも必ず相互の家庭に連絡し、無断外泊をしない。
- (2) 未成年者の立入りが認められない場所への出入りはしない。

16. 校外の事故防止

- (1) 交通道徳を守り、安全には充分に注意する。
- (2) 交通事故などが起きた場合や発見した場合は、直ちに警察へ連絡し、その後学校にも電話連絡すること。その時、加害者（被害者）の車のナンバーや免許証などを確認する。
- (3) 事故が起きた場合は、「事故届」をクラス担任に提出する。

17. 禁止行為（事項）

- (1) 考査などの不正行為。
  - (2) 学校生活のきまりに違反する行為。
  - (3) 飲酒行為（校内外を問わず）アルコールティスト飲料も飲酒行為とみなす
  - (4) SNS 等での誹謗中傷・不適切な画像の投稿
- 以上の禁止事項を犯した場合は、厳しい指導措置を取る。